

令和元年 12 月 27 日

“Japan Hearing Vision”

～ライフサイクルに応じた難聴者（児）支援を実現するために～

はじめに

1. 出産前、新生児期及び小児期における難聴対策
 - (1)感染症等による難聴の予防
 - (2)難聴児の早期発見、診断
 - (3)難聴児支援の充実

2. 成人期、老年期における難聴対策
 - (1)難聴の早期発見
 - (2)騒音等による難聴の予防
 - (3)支援の充実

3. ライフサイクルに応じた難聴対策を支える基盤づくり
 - (1)難聴対策を支える人材の育成・活用促進
 - (2)難聴関係の医療機器等の研究開発・活用の促進
 - (3)災害発生時における難聴者（児）の円滑な避難の支援
 - (4)様々なきこえの状態等への理解

はじめに

～難聴者が誰一人取り残されず、

生き生きと豊かに暮らしやすい社会の実現に向けて～

本難聴対策推進議員連盟は、先天性、後天性、加齢性などによる難聴者（児）が、誰一人取り残されず、生き生きと豊かに暮らしやすい社会を実現できるよう、原因別難聴に対しきめ細やかな対策を推進すること等を目的に、2019年4月に発足した。6月には、新生児期・小児期の緊急性・重要性に鑑み、子供の最善の利益を確保するため、まず「新生児期・小児期に関する難聴対策提言～すべての難聴児に最適な医療・保健・療育・教育を届けるために～」(別添)を取りまとめ、政府に対し要望活動を行ったところである。

近年、WHOは、新生児期、小児期、成人期、老年期といったライフサイクル別の取組を世界的に発信するなど難聴対策に関する取組を強化しており、2020年3月3日「耳の日」に向けて“World Report on Hearing”を取りまとめることが予定されている。

こうした世界的な難聴対策の気運の高まりを捉え、我が国においても、聞こえなさ・聞こえにくさのある一人ひとりに応じた適切な支援が提供されるよう、以下の各ライフサイクル別難聴者（児）支援のあるべき姿の実現を目指し、難聴対策及びそれを支える基盤づくりに総合的・体系的取組を早急に強化していく必要がある。

《ライフサイクル別難聴者（児）支援のあるべき姿》

○新生児期、小児期の難聴児支援

- 心身の健やかな成長や発達を保障されることは、子供の権利であるとの観点に立ち、感染症による難聴の予防、難聴の早期発見、適切なタイミングでの医療、療育、教育の提供などにより、難聴児がコミュニケーション・学習・思考手段である“言語”能力を獲得できるような社会を実現する。
- 難聴児の家族等が、新生児期・小児期の難聴に関する十分な情報、今後のとりうる選択肢に関する情報等を受け取ることができ、適切な選択肢につなげることができるよう環境を整備する。

○成人期、老年期の難聴者支援

- 職場での機械音などの騒音にさらされることによる騒音性難聴や、イヤホ

ン、ヘッドフォン等で大音量の音を聞き続けることによる音響性難聴など、防ぎうる難聴の予防を進める。

- 人生100年時代を見据え、全ての高齢者が難聴による生きづらさを感じることなく元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる。

≪ライフサイクルに応じた難聴対策を支える基盤づくり≫

- 言語聴覚士、認定補聴器技能者などの難聴対策に関わる人材の育成や難聴対策を支える体制の整備を進めるとともに、難聴対策に資する革新的な医療機器等の研究促進に取り組む。

本議連は、以上に記したあるべき姿に向かって、我が国のライフサイクルにおける難聴対策を強力に推進し、様々な「きこえ」（“Hearing”）の状態にある人が、暮らしやすい社会の実現を目指して、ここに“Japan Hearing Vision”を取りまとめ、政府に対し以下を強く要望する。あわせて、関係する団体、企業等においても我が国における難聴対策の推進に向け取組を進めることを強く期待する。

なお、“Japan Hearing Vision”における「難聴」とは、身体障害者福祉法に定められる「聴覚障害」に加え、先天性、後天性、加齢性など様々な原因による聞こえなさ・聞こえにくさのことをいう。

1. 出生前、新生児期及び小児期における難聴対策

(1) 感染症等による難聴の予防

- 妊婦及びその家族に対し、サイトメガロウイルスや風疹ウイルスなどの感染症による先天性難聴のリスクや予防に関する情報を提供するなど、啓発活動を推進すること。感染症による難聴を予防するため、特に、風しんについては抗体検査及びワクチン接種を促進すること。
- ムンプスウイルス感染による難聴を予防するために、ムンプスワクチンの予防接種の促進に関する対策を検討・推進すること。
- 薬剤性難聴への対策を進めること。

(2) 難聴児の早期発見、診断

- ・ 全ての新生児が新生児聴覚検査を受検し、陽性になった新生児が確実に早期診断、早期治療、早期療育へつながるよう、母子健康手帳の活用などを通じて、新生児聴覚検査の意義・目的、難聴を早期に発見し遅滞なく適切に介入することによって良好な言語発達が得られる可能性、陽性になったのちのロードマップ等を家族等が認識できる環境を整備すること。
- ・ 全ての新生児に対し新生児聴覚検査の実施と全額公費負担を実現することにより、全ての新生児が新生児聴覚検査を受けられる体制を構築すること。また、産科医療機関への検査機器（AABR：自動聴性脳幹反応）の設置促進など検査制度を高める取組を進めること。
- ・ 新生児聴覚検査で陽性になった新生児が、速やかに小児難聴に関する地域の専門の医療機関を受診できるよう、紹介体制を整備すること。
- ・ 人工内耳や補聴器の適応の判断や個々の難聴児に適した療育プログラムの作成のために、遺伝子検査、サイトメガロウイルス感染、画像診断など難聴の原因診断を早期に行える体制を整備すること。

(3)難聴児支援の充実

①難聴児への切れ目のない支援

- ・ 難聴児、または難聴の疑いのある新生児の家族等が十分かつ体系的な情報を必要な時期に遅滞なく入手できるよう、新生児聴覚検査で陽性になった新生児の家族等に対しては、難聴に関する十分な情報、子供の状況に応じた今後のとりうる選択肢（人工内耳、補聴器、手話等）などについて情報提供を行うこと。
- ・ 日本耳鼻咽喉科学会の小児人工内耳適応基準（2014）では、手術年齢は原則1歳以上とされているが、早期に手術が必要と判断される1歳未満の乳児に対しても、手術の機会が提供できる体制を構築すること。
- ・ 難聴児の療育に係る相談機能、言語獲得（手話を含む）への支援、難聴児及びその家族への伴走型・訪問型支援の強化を図ること。その際、ICTを活用した遠隔支援など柔軟な取組も可能とすること。
- ・ 全ての児童にとって言語獲得は保障される権利であり、難聴の原因に応じた最適な医療・療育・教育が受けられる環境を整備すること。手話による言語の獲得を希望する場合は、その権利が十分に保障される

こと。

- ・ 手話に習熟し、言語発達と療育についての専門的知識を有する人材（仮称：手話早期支援員）の育成を検討し、手話による療育環境を整備すること。
- ・ 乳幼児教育相談の拡充等、特別支援学校における難聴児及びその家族への支援の更なる充実を図ること。また、難聴児の特性に応じた学校教員について、手話のできる教員の拡充などその専門性の向上に必要な施策を検討すること。
- ・ 成育医療等基本計画において難聴児支援の必要性を位置付け、同計画に基づく取組を推進すること。
- ・ 難聴児支援の推進に当たっては、難聴児の家族等の経済的な理由によって難聴児が支援を受けられないことのないよう配慮を行うこと。
- ・ 幼稚園、保育所等における難聴を含めた「聞こえない・聞こえにくい」ことへの理解の促進に取り組むこと。

②体制の整備

- ・ 医療・保健・福祉・教育等の関係者が連携しつつ、難聴児に対応する中核機能について、各都道府県での整備を図ること。その際には、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等の活用のほか、聴覚障害者情報提供施設など既存資源を積極的に活用すること。
- ・ 心理発達評価など個別の発達特徴を把握する療育体制を整備すること。
- ・ 全国の病院、療育施設において、小児期における人工内耳や補聴器の調整が行われるよう支援を行うこと。また、小児の難聴対策に係る補聴器相談医の育成や言語聴覚士の活用を推進すること。
- ・ 難聴児及びその家族等が、ロールモデルとなる難聴者と交流する機会や保護者が相互にピアとして交流し、支える機会を設けるなどの支援体制の確保を図ること。
- ・ 難聴児が学ぶインクルーシブ教育（小学校から高等学校、大学）においては、難聴児童・生徒・学生の学習に必要な情報支援の充実について検討すること。
- ・ 教育機関において、難聴児童・生徒・学生への支援の充実や言語聴覚士との連携強化を図ること。

- ・ 教員の専門性の向上・維持・継承には長期の時間を要することから、教員の増員、配置、人事異動、研修の充実など教育環境の整備に特段の配慮を行うこと。

2. 成人期、老年期における難聴対策

(1) 難聴の早期発見

- ・ 日常生活における難聴の気づきに役立つアプリ等の開発を推進すること。

(2) 騒音等による難聴の予防

① 職域における騒音性難聴

- ・ 職域における騒音性難聴の防止に向けて、パンフレットの作成等による意識啓発を行うこと。
- ・ 騒音職場を持つ企業に対して、騒音性難聴防止に向けた啓発を行うとともに、騒音性難聴防止のためのガイドラインの見直し及び労働者数50人未満の事業場における騒音性難聴の防止に向けた管理・対策の体制の構築について、必要に応じて検討すること。

② 日常生活における音響性難聴

- ・ 日常生活における音響性難聴の予防に向けて、パンフレットの作成、ガイドラインの整備等による意識啓発を行うこと。
- ・ 突発性難聴への支援について充実を図ること。

③ 成人期・高齢期の難聴に関する啓発

- ・ 地域包括ケアシステムに関わる言語聴覚士等を活用するなどして、国民一般や医療・介護関係者に向けて、加齢性の難聴に関する十分な情報の提供、早期に耳鼻咽喉科を受診することの重要性、補聴器の適切な購入・利用等についての啓発を行うこと。
- ・ 難聴の疑いがある者が、速やかに難聴に関する地域の専門の医療機関を受診できるよう、紹介体制を整備すること。
※難聴の程度を示したものに一般社団法人日本聴覚医学会「難聴対策委員会-難聴（聴覚障害）の程度分類について-」がある。
- ・ 高齢者自身に難聴への気づきを促すため、高齢者が集まり継続的かつ効果的に交流する場を設けること。その際には、地域に現存する難聴

者当事者会、集まりを活用すること。

(3)支援の充実

【体制の整備】

- ・ フレイル予防、認知症対策において、難聴対策をその一環として捉え、取組を推進すること。高齢難聴者の早期診断と補聴器などによる対応を促進するため、高齢者に対する網羅的な簡易聴覚検査を行うシステムを構築すること。また、回復期病院、老健等での聴力検査に対する診療報酬などについて検討するなど、高齢難聴者への早期介入体制を構築すること。
- ・ 加齢性の難聴に対して、年齢や体力、健康度に応じた適切な聴覚リハビリテーションの実施について検討すること。
- ・ 中途失聴者・高齢難聴者への相談支援の充実の観点から、聴覚障害者情報提供施設の機能強化、活用について検討すること。
- ・ 関係学会等においては、心因性難聴への支援の強化に向けて、心療内科等との連携を促進すること。
- ・ 青年・成人聴覚障害者への就労支援、職場におけるサポート体制の推進に取り組むこと。
- ・ 手話通訳者等の配置など医療機関における難聴者との適切なコミュニケーションの確保に向けて、必要な配慮を行うこと。

【補聴器等の適切な活用】

- ・ 補聴器購入に当たって、契約に関する事項を含めた難聴者や家族等が留意すべき点を分かりやすく整理し、注意喚起を行うこと。
- ・ 補聴器を装用した高齢難聴者に対して適切な指導ができるよう、補聴器指導体制の整備に向けた検討を行うこと。また、補聴器相談医、言語聴覚士、認定補聴器技能者の連携体制を構築すること。加えて、医療機関に言語聴覚士などの専門職を配置し、人工内耳や補聴器を装用した高齢難聴者に対するきこえの心理的な支援、生活指導を充実すること。
- ・ 補聴器購入費用の医療費控除制度の活用を促進するため、関係学会においては、補聴器相談医制度の充実を図るとともに、認定補聴器専門店の承認システムの強化や認定補聴器技能者の質的・量的な充実を図

ること。

- ・ 難聴者に対する補聴器支援の更なる充実に向け、補聴器の購入に対する助成の拡大について検討すること。
- ・ 関係学会においては、補聴器装用に関して適切な指導ができる医療機関の指定や、医療機関における機器・設備の充実、中等度難聴指導管理料の新設など医療提供体制の充実に向けた検討を行うこと。
- ・ 電話リレーサービスへの国民の理解の促進を図ること。

3. ライフサイクルに応じた難聴対策を支える基盤づくり

(1) 難聴対策を支える人材の育成・活用促進

① 言語聴覚士の活用促進

- ・ 聴覚領域を専門とする言語聴覚士の育成に向けて、教育カリキュラムの改定や養成校の教育プログラムの改革、大学等の教育機関における聴覚領域の養成コースの新設（大学院博士課程）、言語聴覚士の専門性の向上のための卒前・卒後の継続的な研修の充実等に取り組むこと。その際、音声言語、手話それぞれの文化的背景を踏まえた家族等の自主的な選択の重要性について尊重すること。
- ・ 小児領域を専門とする言語聴覚士について、個々の難聴児に応じた早期支援、家庭等での養育支援との連携、きこえない人の文化や手話に関する理解と支援に係る専門性の向上を図ること。
- ・ 聴覚領域を専門とする言語聴覚士の活用の促進に向けて、業務の診療報酬の保険点数の増点や新設、業務に関連する施設基準やリハビリの適用基準の緩和等を検討すること。また、地域包括ケア等地域医療における活用についても検討すること。

② 補聴器技能者の活用促進

- ・ 難聴者（児）に適正な補聴器が提供されるよう、販売店への補聴器技能者（※）の在籍義務化や補聴器技能者への公的資格付与について検討すること。

※補聴器技能者の代表例：公益財団法人テクノエイド協会が認定する認定補聴器技能者

- ・ 公益財団法人テクノエイド協会においては、補聴器工業会及び関係団体の協力を得て、認定補聴器技能者の増員に向けて取り組むこと。

③手話を専門とする人材の育成、活用促進

- ・ 難聴児及びその家族等の支援の充実に向け、既存の手話に関する研修等を活用し、加えて手話による療育環境を充実させるために、手話に習熟し、さらに小児の言語発達や療育についての専門的知識を有する人材（仮称：手話早期支援員）の育成について検討するとともに、各都道府県のろう学校等の既存のネットワークでの活用についても検討すること。

④難聴者（児）への情報保障支援者の活用促進

- ・ 手話通訳者、要約筆記者等への支援の充実に努めること

(2)難聴関係の医療機器等の研究開発・活用の促進

①研究開発・調査

- ・ 世代別、原因別を問わない難聴に関する調査研究を充実させること。
- ・ 難聴児支援（教育分野を含む）の方法と成果に係る実態調査や課題解決に向けた長期的研究体制を整備すること。また、諸外国の難聴支援に係る調査についても充実させること。
- ・ 難聴と認知症の関連に係る研究を一層推進すること。
- ・ 手話言語に関する研究の充実に努めること。
- ・ 人工内耳手術後の長期的管理や補聴器装用調整に関して、遠隔地在住者の通院の負担に関する格差の是正を図るため、遠隔医療の活用を検討すること。
- ・ 難聴者（児）及びその家族、多様な療育の専門家等が利用できる聴覚障害情報ポータルサイトの構築を進めること。
- ・ 人工内耳、補聴器等の国内における開発促進や難聴者（児）の意思疎通に資するアプリ等の開発促進を進めること。
- ・ 加齢性の難聴の効果的な発見のためには、簡便かつ認知症との区別が可能な検査が有効であることから、高齢者の健康診断において活用できる質問紙、アプリ等のツールの開発、活用について研究開発を行うこと。

②医療機器等の更なる活用に向けた取組

- ・ 難聴者（児）が補聴器購入費用の医療費控除を確実に受けられるよう、

制度の活用の現状を把握し、周知徹底に取り組むこと。

- ・ 人工聴覚機器に対する医薬品医療機器等法に基づく承認審査及び保険適用審査の迅速化・簡素化について引き続き必要な対応を進めること。また、関係学会における難聴への対応に関する診療報酬に係る要望（回復期病院、老健等での聴力検査に対する評価（再掲）、中等度難聴指導管理料の新設（再掲）、言語聴覚士の業務の保険点数増や新設、業務に関連する施設基準やリハビリの適用基準の緩和（再掲）、人工内耳、人工中耳等の人工聴覚器医療の一側性高度難聴への早期の保険適用、成人発症の難聴に対する遺伝学的検査の保険収載等）について、必要な議論を行うこと。
- ・ 破損による人工内耳体外器の交換が医療保険の対象となることを周知徹底するとともに、利用者の経済的負担軽減のために必要な施策を講じ、補聴器や人工内耳等の利用者が安心して生活できる環境をユーザー視点で整備すること。
- ・ 関係団体・企業においては、廉価な補聴器の開発に取り組むこと。
- ・ IT、IoT を活用した難聴支援の促進（リアルタイム文字化支援アプリ等の普及）を図ること。

(3) 災害発生時における難聴者（児）の円滑な避難の推進

- ・ 難聴者（児）の円滑かつ迅速な避難の確保に向けて、家庭や避難所等における難聴者（児）への災害情報（避難情報、公共交通機関の状況等）の確実な提供に向けた検討を行うこと。
- ・ 災害時の手話通訳者等の円滑な確保及び派遣に向けた連携体制の構築を促進すること。
- ・ 市町村が作成する避難行動要支援者名簿への難聴者（児）の情報の記載の充実、定期的な更新、関係者との適切な共有等を図ること。

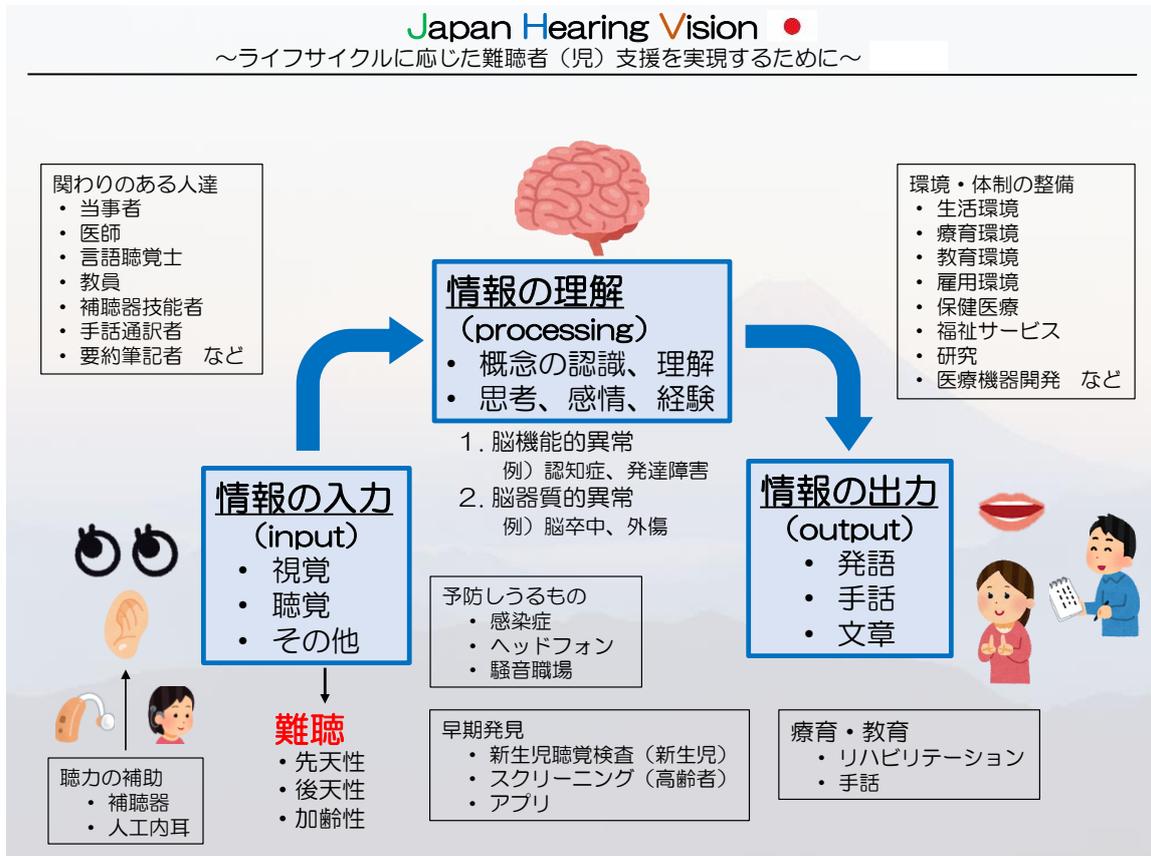
(4) 様々なきこえの状態等への理解

- ・ きこえない人の文化や聴覚障害者の視覚的な情報保障への理解など、社会モデル的視点をはぐくむための支援を行うこと。
- ・ 様々なきこえの状態の人が社会において活躍するために、気軽に利用できるきこえに対する相談等の支援について検討すること。

- ・ 耳鼻咽喉科医師、言語聴覚士、手話通訳者、要約筆記者などがその専門知識、技能を十分に発揮しつつ総合的な難聴対策を推進するため、難聴対策に関わる人材の養成に関しては手話の重要性についても尊重すること。

以上

(参考1) 議連のきこえ (“Hearing”) に対する考え方



(参考2) 令和元年6月4日 新生児期・小児期に関する難聴対策提言～すべての難聴児に最適な医療・保健・療育・教育を届けるために～